

## 「ザ・コンコルド・ワインクラブ」会員の定義・資格・特典

「ザ・コンコルド・ワインクラブ」（以下「当クラブ」といいます。）は、株式会社グランクリュ・ワインカンパニー（以下「当社」といいます。）が運営又は運営を補助する組織であり、当クラブが扱う商品の販売サービス又はその他のサービスを利用する場合に本規約が適用されます。会員とは、本規約に同意の上、本規約に従った申し込みをし、当社が当該申し込みを承認し、かつ規約で定められた入会金を納付した個人または法人をいいます。会員は、入会と同時に本規約規定のサービスが付与され、会員価格で商品を購入することができます。

## 承諾事項及びクラブ規約

以下の承諾事項及び規約内容をよくお読み頂き、内容にご同意頂けた場合には、本規約に従った申し込みをしていただき、当社が当該申し込みを承認し、かつお客様が規約で定められた入会金を納付したときに、「ザ・コンコルド・ワインクラブ」（以下「当クラブ」といいます）と、お客様との間に以下の内容での入会が成立します。

## クラブ規約

### 第1条 当クラブの目的

当クラブは、会員の皆様だけを対象にワインを販売し、ワインの輸入先パートナー企業、購入先、海運会社、国内の輸送方法、在庫保管状況などワイン流通におけるすべての過程を情報開示することで安心してワインを楽しんでいただけることを目的とした完全会員制のワインクラブです。

当クラブは以下の活動に努めてまいります。

- ① 新しいワインを発掘して会員に案内します。
- ② 生産者と会員との交流を促して、生産者をリスペクトします。
- ③ 日本の食文化を豊かなものとするように若手料理人の活動を支援します。
- ④ 当クラブのワインを安心して飲めるレストランをご案内します。
- ⑤ ワインを原産地のワイナリーで買い付け会員に直接届ける物流システムを構築します。

### 第2条 当クラブへの入会

1. 当クラブの会員とは、本規約に同意の上、次号に従った入会申し込みをし、当社が当該申し込みを承認し、かつ規約で定められた入会金を納入した個人または法人をいいます。
2. 当クラブの会員になろうとする者は、本規約の内容に同意した上、所定の書式による入会申込書を当社に送付したうえで、当社の承認を得るものとします。
3. 当クラブの会員になろうとする法人は、入会申込時に、当クラブのサービスを受ける者1名を指定するものとします。

4. 第2項の承認を得た場合には、当クラブの会員となろうとする者は、当社の指定する方法で入会金30万円（税別）を支払うものとします。
5. 当クラブへの申込後に、会員となろうとする者が未成年または、反社会的勢力に関与していることが判明した場合、当クラブが入会完了前、完了後を問わずご入会を無効扱いとし、ご入会を拒否させていただく場合がございます。
6. 入会金のお支払い後のキャンセル・ご返金はいかなる理由によってもいたしかねますので、予めご了承ください。

## 第3条 年会費の支払い

1. 会員は年会費として年額5万円（税別）を当社に対し支払う義務を負います。但し初年度の年会費は無料とします。支払方法は入会申込時に会員が選択する方法によるものとします。
2. 年会費の支払いを毎年都度払いとした場合、当クラブは、入会から1年が経過する日の1ヶ月前を目途に次年度の年会費の請求書を会員に送付いたします。会員は次年度の開始前までに支払わなければなりません。
3. 年会費が支払われない場合、退会となる場合がありますのでご注意ください。
4. 年会費のお支払い後のキャンセル・ご返金はいかなる理由によってもいたしかねますので、予めご了承ください。

## 第4条 会員証とエシヤンティオン預かり証の発行

1. 当クラブは、会員毎に会員番号を付与し、会員番号を記載した会員証と、後述するエシヤンティオン預かり証を発行します。会員証の所有権は当クラブに帰属しますので当クラブより返還請求があった場合には、直ちに返却していただく必要があります。会員証及びエシヤンティオン預かり証は有価証券ではありませんので、会員として受けられるサービスは会員ご本人様のみ（法人会員の場合は事前に指定した1名のみ）が利用できるものとし、第三者（家族・親族を含みます。以下同じ。）への貸与、譲渡、及び担保提供をすることはできません。相続等やむを得ない事情により権利又は本契約上の地位の移転があった場合、ワインクラブ・セクレタリーサービスまで連絡をしていただき、会員証の再発行とお預かりエシヤンティオンの移管をいたします。
2. 会員は、会員証を自己の責任において管理していただく必要があります。第三者が利用したことにより会員が損害を被った場合において、当社および当クラブは、一切の責任を負わないものとします。

## 第5条 当クラブのサービス

1. 会員は、当クラブ・ホームページへのログイン、またはワインクラブ・セクレタリーサービスにお電話、または電子メールにてお名前と会員番号を伝え、以下のサービスを受けることができます。
  - ① 会員の登録情報の確認及び変更
  - ② エシヤンティオンの発送
  - ③ 商品の購入
  - ④ 利用履歴の確認
  - ⑤ お預かりワイン在庫状況の確認

2. 会員の住所、電話番号その他連絡先に変更が生じた場合には、当クラブに対して、直ちにその旨通知してください。通知は必要事項の記載された書面、または電話連絡によって行うものといたします。以上の事項についてお客様から当クラブに対して通知がなされていなかった場合、通常どおりエシジャンティオンまたは購入された商品の引渡ができず、遅延などが生じる可能性があることを会員は了承するものといたします。

## 第6条 プルミエ・エシジャンティオンの申込み

1. 当クラブ入会申込時にプルミエ・エシジャンティオンの内容を予めご確認いただき、お一つをお選びください。ただしエシジャンティオンは在庫数に限りがございます。お申込順に手配させていただきますが、場合によってはエシジャンティオンの一部ワインが品切れとなることもございます。
2. プルミエ・エシジャンティオンにおいては 36本組・48本組等それぞれのセットが設定されておりますが、発送はお好きな時期に1、2、6、12本単位でご指定いただけます発送後の残数は、そのまま倉庫に保管することが可能です。

## 第7条 アニュアル・エシジャンティオンの申込み

1. 毎年所定の期限までに年会費をお支払いいただく際に、アニュアル・エシジャンティオンの内容を予めご確認いただき、お一つをお選びください。ただしエシジャンティオンは在庫数に限りがございます。お申込順に手配させていただきますが、場合によってはエシジャンティオンの一部ワインが品切れとなることもございます。
2. アニュアル・エシジャンティオンにおいては 6本組・12本組等それぞれのセットが設定されておりますが、発送はお好きな時期に1、2、6、12本単位でご指定いただけます。発送後の残数は、そのまま倉庫に保管することが可能です。

## 第8条 当クラブのワイン購入

1. 会員は、当クラブ・ホームページへのログイン、またはワインクラブ・セクレタリーサービスにお電話、または電子メールにてお名前と会員番号を伝え、原則としてカタログ及び当クラブ・ホームページに記載されている会員特別価格で商品を購入することができます。但し、ワインの価格は常に変動しているため、カタログの価格と、当クラブ・ホームページ上の情報が一致しなくなる場合があります。お客様への請求金額は、注文確定時の当クラブ・ホームページ記載の商品価格となりますので、ご了承ください。
2. カatalogワインの販売価格は、参考価格と会員価格が表示されています。在庫状況により価格やヴィンテージが変更される可能性があります。尚、LAVINIA 限定商品に限っては、会員価格のみの表示となっています。

## 第9条 ワインの保管

1. 当クラブのワイン（プルミエ・エシジャンティオン、アニュアル・エシジャンティオン、当クラブで購入されたワイン）の保管を当クラブが無料で管理いたします。当クラブのワインの配送をご指示いただけるまでは、無期限で管理いたします。ただし、退会された場合、退会日の翌日から30日間に限り、商品を保管いたしますが、1ケース（750ml×12本まで）につき1ヶ月あたり金¥3,000（¥3,240 税込）の保管料及び配送料（実費）を申し受けます。当クラブ退会日の翌日から30日間を経過してもなお配送の指示がない場合には保管しているワインの所有権を放棄したものとみなし、当クラブにおいて処分いたします。

2. 当クラブのお預かりワインの在庫状況を、定期的にご連絡申し上げます。ご連絡方法は郵送または電子メールにてお伝えいたします。

#### 第10条 ワインの配送

1. ご指定の商品、数量、日時を当クラブにて確認の上、会員登録上のご住所へご配送いたします。但し、会員登録上の住所と異なる住所地への配送を希望される場合には、ワインクラブ・セクレタリーサービスに対しその旨のご連絡をいただいた後に当該住所地にエシアンティオンの出荷手続きをいたします。
2. ワインを配送する場合の送料は、入会より1年間に限り20口までは当クラブの負担とさせていただきます。
3. ワインの配送を依頼される場合には、少なくとも3～4営業日前までにご連絡をお願いいたします。ただし、年末年始や大型連休、台風や積雪による悪天候、地震などの災害時にはご希望に添えかねることがございます。
4. 離島や早朝・深夜など指定の場所や時間によっては対応できない例外がございます。詳細はワインクラブ・セクレタリーサービスまでご確認ください。
5. 当クラブが出荷して会員が受領されたワインについては返品に応じかねます。お客様のご都合や所在不明の為に引き取りいただけなかったワインについては、速やかに配送会社に対し配送先をご指定ください。その際、配送会社の不在通知書によって配送会社において商品を保管いたします（※5営業日期間）。配送会社の保管期間を経過した場合に配送先の指定がない場合、会員登録上の住所に配送させていただくことになりますのでご了承ください。
6. 当クラブの責めによらない事由（運送中の破損等を含むが、これらに限らない。）によりワインの交付、発送が不可能となった場合には、当クラブは本契約に基づく引渡義務を免れるものといたします。

#### 第11条 お送りしたワインについて

1. ワインは保管することで風味や味わいが変化します。従って、常に、引渡時の味わいが一定であるとは限りません。また当クラブはワインの保管に関して最善の管理を徹底いたします。しかし商品の性質上、火災、震災、など当社の責によらない理由によってワインのラベルの劣化や破損が生じることもございますのでご了承ください。
2. 当クラブよりエシアンティオン及びその他購入された商品（以下「本商品」といいます。）をお届けした際に、注文したものと異なる場合や、破損・汚損などの商品不良の場合には、本商品到着後3営業日以内に当クラブまでご連絡を頂き、当クラブが認めた場合に限り無料で代替品と交換、あるいは返品手続きを行います。この場合の返送にかかる配送料金は当クラブでの負担といたします。
3. 会員の都合でのご注文の取消しや返品をされる場合においては、返品にかかる配送料金を会員様の負担とする場合があります。
4. 本商品到着後3営業日以上経過した場合の返品、返金、交換、または抜栓後の返品、返金、交換には応じかねます。

5. 当クラブは会員からのご注文を受領した時点で、迅速な配送ができるように努めておりますが、天災、システムトラブル、その他予期せぬ事態により配送が遅れる事があります。これらに関して直接的及び間接的に会員または第三者に発生した損害について、当クラブはいかなる責任も負いかねることをご理解ください。
6. 当クラブが取り扱うワインは大半が生産地の直輸入商品です。輸入の都合によりカタログの希望の商品の入荷が遅れたり、ヴィンテージが異なったりする場合がございますことをご承知ください。

## 第12条 会員のマナー

1. 会員は、第1条記載の当クラブの目的の趣旨に賛同し、当クラブの目的に相反するような活動を行わないものとします。
2. 会員は、当クラブを通じて入手したワインを用いて当クラブの事業と競業するような取引をしないものとします。
3. 会員は、当クラブの活動を通じて知りえた他の会員の個人情報を他に漏えいしないものとします。

## 第13条 損害賠償の範囲

当クラブは、当クラブの活動に関連して会員が被った損害について、賠償の責任を一切負いません。ただし、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当クラブの損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当クラブが会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当クラブの賠償責任は、損害の事由が生じた時点における年度の年会費を上限とします。

## 第14条 退会

1. 会員は、ワインクラブ・セクレタリーサービスにお電話、または電子メールにてお名前と会員番号を伝え、当クラブに対し退会の意思表示をしたときは、当クラブから発送する退会申込書を当クラブに提出し、当クラブが退会申込書を受領した日から30日経過した時点で退会するものとします。
2. 前項の場合のほか、以下の退会事由が発生した場合、当クラブから会員に対し退会通知書が到達したときに退会するものとします。
  - ① 年会費の支払いが期日までになされず、当クラブの催告にもかかわらず支払いがないとき
  - ② 会員が第12条の規定その他本規約に違反したとき
  - ③ 会員がソーシャルメディアその他の手段により当クラブを誹謗中傷したとき、あるいは虚偽の情報を流布したとき
  - ④ その他当クラブと会員との間の信頼関係が著しく毀損したと認められるとき
3. 前項の場合、当クラブは理由の如何を問わず既に収受した入会金、年会費をお返しいたしません。

## 第15条 個人情報

1. 当クラブが入会時に会員から取得する個人情報は以下の通りとします。
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 住所

- ④ 電話番号
  - ⑤ Eメールアドレス
  - ⑥ 勤務先と役職
  - ⑦ クレジットカード番号／有効期限等
  - ⑧ その他必要に応じて当社が必要となった会員の情報
2. 個人情報の利用目的は、個人情報保護法により例外が認められている場合を除き、以下とおりとします
- ① 入会完了をお知らせするための郵便物・電子メール
  - ② 商品の受注を確認するための電子メールやお電話など
  - ③ 商品の配送についてのお問い合わせ
  - ④ 商品代金の決済についてのお問い合わせ
  - ⑤ 当クラブからの情報提供（宣伝物、印刷物、メールマガジン発信、ダイレクトメールの発送等）
  - ⑥ 当クラブ以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託し行う場合
  - ⑦ ソーシャルメディアにおける最適な広告配信のため
  - ⑧ 商品開発やサービス向上のためのアンケート調査
  - ⑨ 新商品のご提案
3. 前項の個人情報保護法により例外が認められている場合とは、以下のとおりです。
- ① 利用目的をご本人に通知し、又は公表することによりご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 利用目的をご本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的をご本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
4. 当クラブは、あらかじめ会員の同意を得ないで、個人情報保護法により例外が認められている場合を除き、会員の個人データを業務委託先以外の第三者に提供することはありません。
5. 前項の個人情報保護法により例外が認められている場合とは、以下のとおりです。
- ① 法令に基づく場合
  - ② （法人を含む）本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
  - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
  - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 第16条 規約の改訂

当クラブは、必要があると認めた場合には、本規約を改訂することがあります。

[以下余白]